

平成24年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成24年2月24日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	会 計 管 理 者	高木 昇一君
企 画 調 整 課 長	室伏 博行君	総 務 課 長	秋月 千宏君
税 務 課 長	湯山 正敏君	福 祉 課 長	田代 順泰君
住 民 課 長	岩田 英信君	健 康 課 長	羽佐田 武君
生 活 環 境 課 長	高橋 裕司君	防 災 室 長	鈴木 陽一君
建 設 課 長	鈴木 哲夫君	農 林 課 長	池谷 和則君
商 工 観 光 課 長	遠藤 一宏君	都 市 整 備 課 長	小野 克俊君
上 下 水 道 課 長	吉川 保利君	学 校 教 育 課 長	小野 学君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	岩田 芳和君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君

会議録署名議員 1番 阿部 司君 3番 池谷 弘君

散 会 午後2時06分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第5 議案第1号 工事請負契約（変更）の締結について「平成22年度22災害査定第71号町道1001号線（下野沢橋）橋梁災害復旧工事」
- 日程第6 議案第2号 工事請負契約（変更）の締結について「平成23年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町道4196号線道路改良工事」
- 日程第7 議案第3号 小山町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第5号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第6号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第7号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第8号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第9号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第10号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第12号 小山町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第13号 小山町暴力団排除条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第19号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第20号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第21号 小山町公共下水道審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第22号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算

- 日程第28 議案第24号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第29 議案第25号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第30 議案第26号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第31 議案第27号 平成24年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第32 議案第28号 平成24年度小山町土地取得特別会計予算
日程第33 議案第29号 平成24年度小山町介護保険特別会計予算
日程第34 議案第30号 平成24年度小山町水道事業会計予算

(追加日程)

- 追加日程第1 小山町議会総務建設委員会副委員長の選任について
追加日程第2 小山町議会広報対策特別委員会委員の指名について

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまでございます。

会議に入る前に、去る2月12日、享年68歳をもって御逝去されました故湯山宏一議員に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、故人をしのんで黙祷をささげたいと存じます。よろしく願いいたします。それでは皆さん、御起立をお願いいたします。黙祷。

（黙 祷）

○議長（真田 勝君） ありがとうございます。着席してください。

続きまして、故湯山宏一議員の追悼演説を行います。葬儀、告別式につきましては、2月15日、小山町議会・湯山家合同葬をもってとり行いました。葬儀委員長として、関係者の皆様に改めてお礼を申し上げます。

それでは、葬儀副委員長を務められました鷹嶋副議長、追悼演説をお願いいたします。

○副議長（鷹嶋邦彦君） 追悼演説。湯山宏一議員をしのんで。副議長の鷹嶋邦彦でございます。

湯山宏一議員の御逝去に際し、追悼の言葉を述べさせていただきます。

私は、この議場の演壇に登壇させていただき、去る2月12日、午前8時20分、忽然として幽明境を異にした故湯山宏一議員の御霊に対しまして、謹んで哀悼の誠をささげます。

あなたの突然の訃報に接し、言いようのない驚きと悲しみの中で、あなたとこの世で再びお目にかかれない事実を自らの心に言い聞かせるとき、運命の余りの厳しさに心打ちひしがれる思いでございます。

あなたは退職後、谷戸区長に推挙され、さらに小山町区長会長の要職につかれました。また、御殿場市・小山町広域行政組合代表監査委員や小山町行政改革懇談会委員長、さらに各種委員会の役員を歴任されるなど、輝かしい経歴であり、積極的に人と人との触れ合いを原点とした郷土づくりと、小山町発展のため、献身的に尽くされてまいりました。

その誠実な取り組みは多くの人を魅了し、高潔な人格と合わせてすぐれた人格により、さまざまな分野において、常にリーダーとして先頭に立って御活躍されてまいりました。そうしたあなたは、地域住民をはじめ、広く町民の信望を集めるところとなり、平成23年4月に行われた小山町議会議員選挙に当選されました。

議会活動におかれましては10か月余りと短いわけではありますが、あなたの幅広い知識と有能な手腕は衆目の一致して認めるどころであり、現在は総務建設副委員長として諸問題に取り組み、小山町の進展のため、献身的な御尽力をいただいていた最中でありました。また、議会広報対策特別委員会委員として、今までと違った視野から、さらに充実した議会だよりの発行にも真剣に取り組んでいただいております。

あなたは新人議員の先頭に立って、各種の研修会の開催に御尽力なされたり、小山町議会の改革についても熱心に説いておられました姿は忘れられません。これからというときに、誠に残念でなりません。

2月8日の新人議員研修会には、元気な御様子で質問などもされておられました。議員の個人

研修では、2月14日から和歌山県のみなべ町へ行く準備の資料集めなど、きめ細やかな計画もしておられました。中途半端が嫌いなあなたは、さぞ心残りであったと、天国で寂しい思いをしておられるのではないのでしょうか。前の日まで元気に御家族と楽しい会話をされたと聞き、御家族、特に奥様の薫さんの御心痛は察するものがあります。

あなたが今、68歳の働き盛りで忽然として帰らぬ人となられましたことは、今もって実感となり得ず、余りにもはかない人生の無常を嘆かざるを得ません。

偉大なあなたを失った私たち議員一同は、あなたの思う郷土愛の心を心として町政進展のために一丸となって邁進する決意であります。私どもの精一杯の努力を天上から見守っていただくとともに、一つ一つの施策が成就するよう、特段の御加護を賜りたいと存じます。再びあなたと相見えることはかないませんが、あなたの御遺徳と幾多の御功績は永久に本町政に携わる者並びに町民の胸に生き、長くたたえられることでありましょう。

追悼の念には限りがありませんが、惜しい人を失ったという言葉があなたのために用意されたものと感じる今、痛惜の思いはとどまるどころを知りません。今はただ、心からあなた様の御冥福をお祈り申し上げます。どうか天上にあつて残されました奥様をはじめ、御家族皆様の前途に限りない御加護と、小山町にも限りない発展を賜りますよう、心からお願い申し上げ、ここに謹んで追悼の言葉といたします。

湯山宏一議員、どうか安らかにお眠りください。

平成24年2月24日

小山町議会副議長 鷹嶋邦彦。

○議長（真田 勝君） それでは、会議に入ります。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成24年第1回小山町議会3月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりでありますから、朗読を省略します。

議事に入る前に、議長における諸般の報告をします。

概要につきましては、お手元に配付したとおりであります。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（真田 勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 阿部 司君、3番 池谷 弘君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（真田 勝君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの21日間としたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの21日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

御報告の件があります。ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（真田 勝君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第1号から議案第22号までの23議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成24年第1回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、専決処分の承認1件、工事請負契約の変更2件、平成23年度補正予算6件、町道路線の廃止及び認定2件、条例の廃止1件、制定1件、改正10件、平成24年度当初予算8件の合計31件であります。

はじめに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年12月14日に公布されたことに伴い、小山町税条例の一部改正条例を、地方自治法の規定に基づき専決処分をしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第1号 工事請負契約（変更）の締結について「平成22年度22災害査定第71号町道1001号線（下野沢橋）橋梁災害復旧工事」であります。

平成23年第3回3月定例会で議決をいただいておりますが、設計変更に伴い、変更契約が必要となりましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号 工事請負契約（変更）の締結について「平成23年度東富士演習場関連公共施設整備事業 町道4196号線道路改良工事」であります。

平成23年第5回6月定例会で議決をいただいておりますが、設計変更に伴い、変更契約が必要

となりましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 小山町部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成24年4月1日から組織・機構の改正に伴い、部が所掌する事務について所要の改正をするものであります。

次に、議案第4号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理をするもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,246万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を95億1,053万1,000円とするものであります。また、合わせて継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第5号から議案第9号までについても、決算見込額を把握し、これに予算の整理に伴う5つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第5号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ1,370万9,000円を減額し、歳入歳出総額を18億5,581万8,000円とするものであります。

次に、議案第6号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ744万4,000円を減額し、歳入歳出総額を1億8,605万6,000円とするものであります。

次に、議案第7号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ293万円を減額し、歳入歳出総額を1億7,360万3,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ3,132万4,000円を追加し、歳入歳出総額を13億7,556万円とするものであります。

次に、議案第9号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出において、既決予定額に673万5,000円を追加するものであります。

次に、議案第10号 町道路線の廃止についてであります。

今回廃止します27路線は、県営中山間地域総合整備事業広域連携型足柄地区の工事完了に伴い、廃止をお願いするものであります。

次に、議案第11号 町道路線の認定についてであります。

今回認定します40路線のうち31路線は、議案第10号で説明させていただきました工事施工区域内の町道路線の再編成によるものであり、9路線につきましては、須走地区の旧須走高原会内の

町道路線の認定をお願いするものであります。

次に、議案第12号 小山町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例についてであります。

本案は、制度創設時と現在とでは社会情勢が著しく変化しており、また近隣市町の支給状況などを勘案した結果、廃止するものであります。

次に、議案第13号 小山町暴力団排除条例の制定についてであります。

本案は、町からの暴力団の排除を推進し、町民等の安全で平穏な生活を確保することを目的として制定するものであります。

次に、議案第14号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

社会経済の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年12月2日に交付されたことに伴い、税条例を改正するものであります。

次に、議案第15号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、開発行為等許可事務が静岡県から権限移譲されることに伴い、許可事務の申請手数料を徴収するため、手数料条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例についてであります。

現在改築中の須走小学校の体育館を小山町立学校等使用条例で定める学校体育館に加えるため、条例改正をするものであります。

次に、議案第17号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年10月1日より静岡県が予定している重度障害者医療費助成制度の拡充に伴い、小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から26年度までの3か年における第1号被保険者の保険料を改定するため、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号 小山町町民いこいの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

町民いこいの家の開館時間を1時間延長するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

公営住宅法が本年4月1日に改正されることに伴い、入居要件等について条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号 小山町公共下水道審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、水道事業・下水道事業の円滑な運営を図るため、上下水道審議会を設置するなど、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例についてであります。

上下水道審議会委員及び総合相談員の報酬額を新たに加えるため、条例の一部を改正するものであります。

以上、承認第1号、議案第1号から議案第22号までの提案説明であります。

なお、これら23件につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（真田 勝君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が、平成23年12月14日に公布されました。

小山町税条例は、地方税法等に基づいた条例であり、今回の一部改正についても、地方税法等と同日公布が望ましいとの総務省からの助言もあり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、12月28日に専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の税制改正は、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行の税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として措置を講じたもののうち、災害関連支出に係る対象期間の延長の特例についてであります。具体的には、条例附則第23条を改正するものであります。

それでは、主な内容を条文をもとに説明いたします。お手元の条例改正資料、新旧対照表2ページからお願いします。

附則第23条は、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、その損失額を平成22年度分の総所得金額等から雑損控除として控除できる規定であり、平成23年度の住民税での適用を可能とするものであります。地方税法施行令で雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合、その他やむを得ない事情がある場合に、災害のやんだ日から1年を超え3年以内に支出する費用を追加することとしたことによる税条例の改正であります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、承認第1号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結について「平成22年度22災害査定第71号町道1001号線(下野沢橋)橋梁災害復旧工事」

○議長(真田 勝君) 日程第5 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結について「平成22年度22災害査定第71号町道1001号線(下野沢橋)橋梁災害復旧工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

本案は、平成23年2月25日に議決を得た平成22年度22災害査定第71号町道1001号線(下野沢橋)橋梁災害復旧工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約(変更)の締結案件でございます。

変更内容は、野沢川右岸の仮設工のうち、土質の緩みのため、鉄筋挿入工の工法変更をしたことによる増額と、野沢川左岸の掘削時に土質が予想以上に弱かったことから、背後地を保護するために仮設コンクリート吹付工を追加することによる増額、さらに、たび重なる台風と大雨により、異常出水日数が多かったことにより、水替工のポンプ運転日数を追加計上するものであります。

変更による増額は42万円で、総額6,321万円となり、うち消費税相当額は301万円であります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 工事請負契約(変更)の締結について「平成23年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町道4196号線道路改良工事」

○議長(真田 勝君) 日程第6 議案第2号 工事請負契約(変更)の締結について「平成23年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町道4196号線道路改良工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第2号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

本案は、平成23年6月2日に議決をいただきました平成23年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町道4196号線道路改良工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約(変更)の締結案件であります。

変更の主な内容は、当初、不足盛り土について、他の工事現場から残土を受け入れて施工する計画でありましたが、たび重なる台風被害により予定した搬入土が流出し、残土が発生しなくなったため、町の公共残土処理場より土を掘削、運搬し、工事を実施するものであります。

変更による増額分は196万350円で、総額9,835万350円となり、うち消費税相当額は468万3,350円であります。

以上でございます。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 小山町部設置条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第7 議案第3号 小山町部設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第3号 小山町部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本町では、平成17年度から部制を導入し、本条例により各部の事務分掌を定めておりますが、平成24年4月1日からの組織・機構の改正に伴い、これまで住民福祉部の所掌であった、自治会及びコミュニティの推進に関する事、町民相談に関する事、及び環境保全及び清掃に関する事を企画総務部の所掌とする改正を行うものです。

自治会等の事務については、新設の政策秘書課で所掌し、町民相談等の事務については、総務課で所掌します。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（真田 勝君） 日程第8 議案第4号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第4号 平成23年度小山町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正は、今年度最終の補正予算となる見込みから、全体的には今年度事業の執行見込み等を精査した結果、補正するものが多くなっております。

それでは、最初に6ページの継続費の補正についてであります。須走小学校屋内体育施設建設事業において、今年度の国庫負担金が増額することに伴い、平成23年度事業費の増額が見込まれ

ることから、総額及び年割額を増額するものであります。

次に、7ページの繰越明許費の補正であります。追加が7事業、変更が1事業であります。

まず土木費の須走高原会法定外道路用地処理委託は、前回の補正予算第7号において議決いただきましたが、関係する多くの地権者の方が町外にお住まいであり、現住所地を特定するのに時間を要し、今年度中に事業が完了しないため、繰り越しをするものであります。

同じく土木費の町道整備事業は、新東名高速道路側道であります町道3975号線の用地測量、橋梁予備・詳細設計委託において、静岡県及び公安委員会との協議や中日本高速道路株式会社との調整に時間を要したこと、また旧新宿区立足柄学園進入路であります町道2076号線の測量設計委託において、関係者との調整に時間を要したこと、また須走立山排水路測量設計において、上流部の治山事業の調整に時間を要したこと、藤曲地先の町道1056号線道路改良工事において、野沢川の県河川災害復旧工事が完了しないため、本工事が着手できない箇所があることなどから、年度内に事業が完了しないため、繰り越しをするものであります。

次に、小学校費の北郷小学校北校舎・給食棟耐震補強事業と、中学校費の須走中学校格技棟耐震補強事業は、いずれの事業とも来年度に実施する予定でありましたが、国の補正予算によって、今年度に補助金が予算措置されることに伴い、今回の補正で歳入歳出それぞれ予算計上するところではありますが、今年度内に事業が完了しないため、繰り越しをするものであります。

次に、社会教育費の生涯学習施設改修設計委託業務は、防衛省の防衛施設周辺整備事業の補助事業として採択要望をしていたところ、今年度に予算措置されることとなったため、今回の補正において計上いたしますが、今年度内に事業の完了がしないため、繰り越しをするものであります。

次に、農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業は、県に委託している一昨年の台風9号災害の補助災害復旧事業のうち、年度内に完了しないものと町単独の災害復旧事業において、道路災害及び河川災害との調整によって、今年度中に事業が完了できないため、繰り越しをするものであります。

同じく、林道施設災害復旧事業は、林道角取線において昨年度の台風被害の復旧に期間を要し、本年度の災害復旧工事に着手できないため、繰り越しをするものであります。

次に、災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、今年度の5号補正において、昨年9月の台風12号及び台風15号被害によって、小山佐野川、精進川の災害復旧事業を繰越明許させていただきましたが、査定が終了し、事業費が確定したことに伴い減額するものであります。

次に、8ページの債務負担行為の補正であります。来年度、町制施行100周年を迎えるに当たり、今年度、町制施行100周年委員会を立ち上げ、さまざまな記念事業を計画しているところではありますが、町からは推進部会が実施する各種事業に対し、来年度交付金として支出し、事業を進めていきたいと考えております。事業によっては年度内の執行が見込まれることから、債務負担行為を設定するものであります。

次に、9ページの地方債の補正であります。本年度起債対象事業について、来年度の予算執行見込み及び内容を精査し、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

11ページをお開きください。1款2項1目固定資産税を1,000万円減額しますのは、償却資産において、設備投資が少なくなったことや、減価償却によって、当初より減収となる見込みであります。

次に、1款4項1目町たばこ税を2,000万円増額しますのは、町内販売店の売上額が上昇したため、増額するものであります。

次に、11ページから12ページにかけまして、2款1項1目自動車重量譲与税を500万円、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金を1,500万円、8款1項1目自動車取得税交付金を1,200万円、それぞれ減額しますのは、今までの収入状況及び静岡県が予想した収入見込みから減額をするものであります。

次に、11款1項1目地方交付税を2,524万4,000円増額しますのは、特別交付税において、今年度の台風等による災害復旧に対して交付増額が見込まれるものであります。

次に、15ページの15款1項2目教育費国庫負担金を2,323万4,000円増額しますのは、継続費の補正でも説明しましたが、須走小学校屋内体育施設建設事業において、国の補正予算措置に伴い、国庫負担金の追加があったことにより増額するものであります。

次に、15款1項3目災害復旧費国庫負担金を2,668万円減額しますのは、今年度の台風被害等による道路や橋梁などの公共土木施設災害の国庫負担分について、決算見込み額に合わせて減額するものであります。

次に、16ページ15款2項6目教育費国庫補助金を3,061万3,000円増額しますのは、国の補正予算措置に伴い、来年度に実施予定であった北郷小学校北校舎及び給食棟と、須走中学校格技棟の耐震補強事業に対し、今年度に予算措置されることとなったため、学校施設環境改善交付金をそれぞれ1,938万9,000円と231万7,000円増額することと、同じく来年度実施予定であった生涯学習施設改修設計に対して、防衛省の防衛施設周辺整備助成補助金916万4,000円が今年度予算措置されることとなったため、増額するものが主なものであります。

次に、15款2項7目災害復旧費国庫補助金を6,057万4,000円減額しますのは、昨年度の台風被害による農地農業用施設の災害復旧事業において、今年度の実施及び進捗状況に応じて、事業に伴う災害復旧費補助金を6,869万円減額するものが主なものであります。

次に、17ページ16款2項2目民生費県補助金を7,657万8,000円減額しますのは、当初、民間事業者が建設する地域密着型介護保険施設に対し、県から交付される介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金を計上していましたが、民間事業者からの申請が取り下げとなったため、7,620万円を減額するものが主なものであります。

次に、18ページ16款2項7目教育費県補助金を865万5,000円増額しますのは、今年度に予算措

置となった北郷小学校北校舎及び給食棟と、須走中学校格技棟の耐震補強事業の耐震補強計画への県補助金、大規模地震対策等総合支援事業費補助金がそれぞれ864万2,000円と113万円3,000円増額するものが主なものであります。

次に、20ページ18款1項5目商工費寄附金を440万円増額しますのは、観光施設整備に対し、一般社団法人一色郷栄会様からいただく寄附金であります。

次に、23ページ22款1項6目教育債を1億980万円増額しますのは、先ほど教育費国庫補助金のときに説明したとおり、北郷小学校北校舎及び給食棟と須走中学校格技棟の耐震補強事業、生涯学習施設改修設計への国庫補助金が今年度に予算措置されたことに伴い、その事業への補助金を充てた残りに対して起債の借り入れを行うことから、増額するものであります。

次に、22款1項7目災害復旧債を2,280万円減額しますのは、本年度の災害復旧事業について、事業の執行見込みと国庫補助金などの特定財源の収入見込みの状況、さらに起債の対象事業を精査した結果、農林水産施設災害復旧事業債を減額するものであります。

次に、歳出の主なものについて、24ページから御説明申し上げます。

まず2款1項1目一般管理費を449万3,000円増額しますのは、各種相談窓口を一本化し、総合相談として来年度から実施する予定のため、本庁1階に設置する相談室の工事費300万円と、県市町村振興協会交付金を活用し、本庁の2階及び3階のトイレの一部に手すりの設置や洋式便器に変更するユニバーサルデザイン化工事費100万円が主なものであります。

次に、30ページ3款2項1目老人福祉総務費を7,814万2,000円減額しますのは、先ほど歳入でも説明しましたが、地域密着型介護保険施設の建設が中止となったため、県から町を通じて補助する地域密着型サービス等基盤整備事業費補助金を7,620万円減額するものが主なものであります。

次に、32ページ4款1項2目予防費を1,300万円減額しますのは、本年度の個別予防接種の接種率等から実績を見込み、それに係る医薬材料費及び委託料を減額するものであります。

次に、37ページ6款2項3目町民いきいの家管理費を187万5,000円増額しますのは、あしがら温泉のポンプ交換等に係る修繕料198万4,000円を増額するものが主なものであります。

次に、39ページ7款4項5目下水道整備費を277万円増額しますのは、下水道事業特別会計において当初の見込みより下水道使用料が減少する見込みとなったため、その調整分として特別会計繰出金を増額するものであります。

次に、40ページ8款1項2目常備消防費を201万円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合職員の共済費の増額に伴い、負担金を増額するものであります。説明が前後しますが、2款7項4目広域行政組合管理費、4款2項1目環境保全総務費、4款3項2目塵芥処理費においても同様の理由によって、広域行政組合負担金をそれぞれ増額しているところであります。

次に、42ページ9款2項1目小学校費の学校管理費を1億3,082万3,000円増額しますのは、繰越明許の補正でも説明しましたが、国の補正予算によって来年度に実施する予定であった北郷小

学校北校舎及び給食棟の耐震補強事業に対し、今年度に国庫補助金が予算措置されることに伴い、設計監理委託料を467万円、補強工事費を1億381万3,000円増額するものと、継続費で説明しました須走小学校屋内体育施設建設事業において、国庫負担金の増額に伴う事業費の増額によって、工事請負費を2,323万4,000円増額するのが主なものであります。

次に、42ページから43ページにかけまして、9款3項1目中学校費の学校管理費を2,094万5,000円増額しますのは、小学校費と同様に、国の補正予算によって、来年度に実施する予定であった須走中学校格技棟の耐震補強事業に対し、今年度に国庫補助金が予算措置されることに伴い、設計監理委託料を127万1,000円、補強工事費1,824万5,000円の増額が主なものであります。

次に、44ページ9款5項4目生涯学習センター管理費を2,769万4,000円増額しますのは、防衛施設周辺整備事業の補助事業として、生涯学習施設改修事業の採択要望をしていたところ、今年度に補助金が予算措置されることとなったため、その改修設計委託費を増額するものであります。

次に、45ページ10款1項1目農地農業用施設災害復旧費を6,079万9,000円減額しますのは、昨年度の台風9号被害の災害復旧事業を静岡県に委託している事業において、今年度中の発注が不可能となる箇所があり、来年度に実施することとなったため減額するものであります。

次に、10款1項2目林道施設災害復旧費を1,242万円減額しますのは、林道角取線の昨年度の台風被害箇所が、今年度の台風12号及び15号により増破し、補助災害復旧事業の進捗が遅れていることに伴い、その附帯工事である町単独災害復旧事業が実施不可能となり、来年度に実施することとなったため、その工事費750万円を減額するのが主なものであります。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費を5,040万8,000円減額しますのは、今年度の台風被害等による災害復旧事業費の決算見込みに合わせて委託料を1,120万円、工事費を4,000万円減額するのが主なものであります。

最後に、46ページ12款1項1目予備費を2,083万円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。
それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第5号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（真田 勝君） 日程第9 議案第5号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第5号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,370万9,000円減額し、予算の総額を18億5,581万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について説明いたします。

5ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,198万1,000円減額しますのは、景気低迷により、国民健康保険税の所得割の基礎となる前年度個人所得が下がったことによる減額であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税582万9,000円増額しますのは、退職被保険者の加入者数の増加により、課税賦課額が増加したことによるものであります。

次のページの4款1項1目療養給付費等負担金4,288万6,000円増額しますのは、国民健康保険被保険者に係る療養の給付に要する費用に対して、定率に国が負担するものであります。

2項1目財政調整交付金84万3,000円増額しますのは、国民健康保険団体連合会において、東日本大震災の影響により、システムの更新が4か月遅れたことによって生じた経費として、各市町村国保に請求する負担金分を国が特別調整交付金として交付するものであります。

5款1項1目療養給付費等交付金251万7,000円から、次のページの8款1項共同事業交付金2,331万2,000円をそれぞれ減額しますのは、交付決定に基づくものであります。

8ページの12款4項8目老人保健医療費拠出金還付金225万8,000円及び9目特定健康診査等負担金精算金215万円をそれぞれ増額しますのは、前年度の実績報告に伴う還付金及び精算金であります。

次に、9ページの歳出についてであります。

1款1項2目連合会負担金84万3,000円増額しますのは、先ほど歳入でも御説明いたしましたシステムの更新が遅れたことに伴う国民健康保険団体連合会への負担金であります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費3,600万円から次のページの2項2目退職被保険者等高額療養費300万円をそれぞれ減額しますのは、決算見込みに基づくものであります。

3款1項後期高齢者支援金等37万2,000円から11ページの7款1項共同事業拠出金1,185万5,000円をそれぞれ減額または増額しますのは、確定額に基づくものであります。

12ページの8款1項1目特定健康診査等事業費236万9,000円減額しますのは、決算見込みに基づくものであります。

12款1項1目予備費5,054万4,000円増額しますのは、今回の補正により歳入歳出の差し引き額を調整するものであります。

なお、この小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の編成内容につきましては、去る2月13日開催の国民健康保険運営協議会におきまして御説明申し上げたことを御報告させていただきます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（真田 勝君） 日程第10 議案第6号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第6号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、規定の予算総額から歳入歳出それぞれ744万4,000円減額し、予算の総額を1億8,605万6,000円とするものであります。

はじめに、歳入について説明いたします。

5ページをお願いします。1款1項1目特別徴収保険料3,739万1,000円の減額と、2目普通徴

収保険料3,033万3,000円増額しますのは、年度途中で保険料が変更になり、特別徴収が普通徴収となったことによるものであります。

2款1項1目保険基盤安定繰入金1万5,000円増額しますのは、保険料の法定軽減分を、県の負担分と町の一般会計負担分を合わせて繰り入れるもので、決定額によるものです。

3款1項1目繰越金40万1,000円減額しますのは、平成22年度決算で生じた繰越金であります。次に7ページの歳出についてであります。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金744万4,000円減額しますのは、先ほど歳入で御説明いたしました保険料等の金額を、後期高齢者医療広域連合へ納付金として減額し納入するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（真田 勝君） 日程第11 議案第7号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第7号 平成23年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を行います。

今回の補正は、既定の予算総額から293万円を減額し、歳入歳出総額を1億7,360万3,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開き願います。1款1項1目下水道使用料を570万円減額しますのは、決算数値に近くなるように精査をいたしまして減額するものでございます。

2款1項1目一般会計繰入金を277万円増額しますものは、歳入における下水道使用料の減額に

に伴い、一般会計から繰入金を増額するものでございます。

次に、6ページの歳出について御説明いたします。

1款1項1目下水道総務費の説明欄9須走浄化センター電気設備点検を13万円減額いたしますものは、事業費の確定によるものであります。

次に、2項1目公共下水道費の説明欄1町単独下水道整備事業を30万円減額しますのは、今年度において新たな管渠布設工事の申請がなかったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(真田 勝君) 日程第12 議案第8号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第8号 平成23年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

今回の補正は、規定の予算総額に、歳入歳出それぞれ3,132万4,000円を追加し、予算の総額を13億7,556万円とするものであります。

はじめに、歳入について説明いたします。

5ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料889万2,000円減額しますのは、決算見込みによるものであります。

3款1項1目介護給付費負担金1,144万7,000円から7ページの5款1項1目介護給付費負担金952万7,000円までをそれぞれ増額または減額しますのは、いずれも変更交付申請に基づくものであります。

8ページの7款2項2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金93万5,000円増額しますのは、

小山町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例が平成24年3月31日限りで効力を失うことに伴い、同基金の残額を繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてであります。

11ページから15ページまでの2款保険給付費の各目を増額または減額しますのは、4月から12月審査分までの実績に基づき、決算額を見込んで補正するものであります。

16ページの6款1項1目予備費636万9,000円増額しますのは、今回の補正により歳入歳出の差し引き額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（真田 勝君） 日程第13 議案第9号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第9号 平成23年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明を行います。

予算書2ページをお開きください。収益的支出の1款1項営業費用を590万円増額するものは、6目の減価償却費を決算見込み額に合わせて101万円増額することと、7目資産減耗費を宿、棚頭第1及び大御神水源の水中ポンプの交換等による資産除却費用のために489万円を増額するものであります。

次に、2項営業外費用を83万5,000円増額するものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費37節企業債利息を決算見込み額に合わせて13万5,000円増額し、また2目雑支出を70万円増額するものは、水道の漏水による過年度分の還付金によるものでございます。

以上で補足説明の方を終わります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決をされました。

日程第14 議案第10号 町道路線の廃止について

○議長（真田 勝君） 日程第14 議案第10号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第10号 町道路線の廃止についてであります。

今回廃止をお願いしますのは、県営中山間地域総合整備事業広域連携型足柄地区の工事施工区域にありました町道27路線であります。

工事の完了に伴いまして、これらにかわるべき道路が造成され、静岡県から引き継ぎを受けましたので、次の議案第11号 町道路線の認定についてとあわせて、町道路線の再編をすることによるものであります。

小山地区18路線、足柄地区4路線、北郷地区5路線の廃止をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第11号 町道路線の認定について

○議長（真田 勝君） 日程第15 議案第11号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第11号 町道路線の認定についてであります。

今回認定をお願いしますのは、先の議案第10号 町道路線の廃止についてでも説明させていただきました県営中山間地域総合整備事業広域連携型足柄地区の工事施工区域内の町道路線の再編成によります31路線と、須走地区の旧須走高原会内の道路9路線で、合わせて40路線であります。

中山間地域総合整備事業内の道路は、静岡県から事業により造成されました道路の引き継ぎを受けましたので、町道として維持管理したく、認定をお願いするものであります。小山地区20路線、足柄地区5路線、北郷地区6路線であります。

次に、旧須走高原会内の道路であります。現在道路敷地内に個人所有地があるため、道路側溝も一体的に整備されておらず、一部の路線は未舗装の状況にあります。さらに、平成22年9月の台風9号、平成23年9月の台風12号、15号等により、道路へ土砂が流出したり、洗掘されたりと、生活に大きく支障をきたしました。このような状況から、所有権を小山町へ移転し、町道として認定をしていただいた上で、町道整備の計画実施を進め、住環境の充実と安全を図りたく、9路線の認定をお願いするものでございます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第12号 小山町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第16 議案第12号 小山町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第12号 小山町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例についてであります。

本条例は、国家公務員の手当に倣い制定されたもので、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務に従事する職員に対し、その職務の特殊性に応じ支給するものであり、保育士手当、滞納処分手当、行旅死亡人取扱手当、非常災害等の業務に従事する職員手当等、平成23年4月1日

現在で15種類あり、予算額は140万円であります。

平成17年人事院勧告の給与構造改革、集中改革プラン等により、行政改革の一環として、まず特別介護手当、非常災害等業務従事手当、施設等の勤務手当の3手当について検討がなされ、翌18年度に廃止及び見直しをしました。さらに、平成21年度以降、職員提案制度あるいは行政改革大綱実施計画により、平成23年度も引き続き検討事項として取り組んでおりました。

このような経緯を踏まえた上で、制度創設時と現在とでは、社会情勢が著しく変化していること、また近隣市町の支給状況等を勘案した結果、廃止することといたしました。

また、今回の条例廃止に伴い、関連する条例の文言の整理が必要となったことから、本附則で小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、関連条項の削除を行うものであります。

なお、施行年月日につきましては平成24年4月1日を予定しております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第13号 小山町暴力団排除条例の制定について

○議長（真田 勝君） 日程第17 議案第13号 小山町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第13号 小山町暴力団排除条例の制定についてであります。

本案は、静岡県で昨年8月1日に静岡県暴力団排除条例が施行され、暴力団排除に向けて取り組んでおり、町では、県の条例で対応し切れない部分を補完し、町からの暴力団の排除を推進し、町民等の安全で平穏な生活を確保することを目的として制定するものです。

この条例は11か条からなっており、第1条は目的、第2条は定義、第3条は基本理念、第4条は町の役割、第5条は町民等の役割、第6条は町の事務及び事業における措置、第7条は町民等に対する支援、第8条は青少年に対する教育等のための施策等、第9条は利益の供与の禁止、第10条は暴力団の威力を利用することの禁止、第11条は委任について定めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、議決後には、町長と警察署長との間で、実効性を高め

るため、暴力団の照会、回答に関して合意書を締結することになっております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第14号 小山町税条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第18 議案第14号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第14号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に公布されました。

今回の改正のうち、経済社会の構造変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等の改正について、町民税に関しては、源泉分離課税とされている退職所得に係る個人住民税の税額について、その10%を減額する特例措置を廃止する改正です。

これは昭和42年から退職所得に係る個人住民税が翌年度課税から現年度課税に変更された結果、従来よりも1年早く徴収され、税額相当に係る運用益が失われること等を理由に、当分の間の措置として導入当時の金利水準を考慮して決定されたという経緯を有するものでありましたが、法律上、当分の間の暫定的な措置であるにもかかわらず、制度導入から約40年が経過していることや、最近の金利情勢を踏まえ、個人住民税の控除見直しの一環として行うものであります。

町たばこ税に関しましては、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するための改正です。これは、今回の税制改正により、法人実効税率の引き下げに伴い都道府県及び市町村の法人住民税が減収となる一方で、課税ベースの拡大により都道府県の法人事業税は増収となるため、

都道府県に増収、市町村に減収が生ずることになります。この都道府県と市町村の増減収を調整するため、平成25年度から都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものです。

また、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が制定されたことに伴い、町民税に関して、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災基本法第2条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行うものです。

具体的には、条例本則の一部改正、附則の一部改正及び附則に1条を加える改正であります。

それでは、条文の順に内容を説明いたします。お手元の条例改正資料新旧対照表の24ページからお願いします。

第95条及び附則第16条の2第1項は、それぞれたばこ税の税率を旧3級品以外の製造たばこ1,000本につき644円引き上げて、4,618円から5,262円とし、旧3級品の製造たばこ1,000本につき305円引き上げて、2,190円から2,495円とする規定であります。

附則第9条は、特例措置の廃止に伴い、削除とする規定で、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用するものであります。

附則第26条は、平成26年度から平成35年度までの各年度の個人住民税の均等割の標準税率を3,000円に500円を加算した額とする規定です。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第15号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第19 議案第15号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第15号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成24年4月1日付で静岡県から都市計画法第3章第1節に規定される開発行為等許可事務が権限移譲されることに伴い、開発許可や市街化調整区域内の建築許可等の申請に対する申請手数料を徴収するため、地方自治法第227条の規定に基づき、手数料条例の一部を改正するものでございます。

手数料の額につきましては、静岡県及び近隣市町が同一の額で定めていますので、本町も同額で定めるものであります。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第16号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第20 議案第16号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 議案第16号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、今回改築中の須走小学校の体育館を小山町立学校等使用条例で定める学校体育館に加えるものであります。

改築前の須走小学校の体育館は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条により、地区児童屋内体育施設として建設した施設であり、小山町の体育施設の設置及び管理に関する条例で、地区児童屋内体育施設として定めておりましたが、今回、社団法人須走彰徳山林会様からの寄附及び文部科学省の公立学校施設整備費国庫負担金を受けて改築いたしましたので、新たに学校等使用条例に定める学校体育館とするものであります。

以上です。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文

教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第17号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

- 議長(真田 勝君) 日程第21 議案第17号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

- 住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第17号 小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、静岡県重度障害者(児)医療費助成制度の拡充に伴い、本年10月1日から小山町重度障害者(児)医療費助成事業の対象に、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方を加えることから、小山町精神障害者医療費助成条例の一部を改正し、精神障害者医療費助成の対象から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方を適用除外とするものです。

また、第4条の医療費助成の対象となる療養費及び入院時食事標準負担額を規定する法律の改正がありましたので、条項をあわせて改正するものです。

以上であります。

- 議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 議長(真田 勝君) 日程第22 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

- 住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第18号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成24年度から26年度までの3年間における第1号被保険者の保険料を改めるもので

あります。

介護保険については、介護保険法第117条第1項の規定により、3年を1期とする事業計画を策定し、それをもとに3年間を計画期間として、第1号被保険者の保険料を定めることになっております。

小山町におきましても、平成24年度から26年度の第5期事業計画策定に向け、平成22年度に介護保険サービスの満足度や今後の利用希望サービス、利用意向についてアンケート調査を実施いたしました。

本年度、その結果と平成21年度から平成23年度までの実績を分析し、第5期介護保険事業計画の策定について介護保険等総合会議を開催し、介護保険制度の改正内容や今後の第1号被保険者数の動向など、あらゆる点から審議をお願いし、本年1月30日開催の介護保険等総合会議において、保険料改定を含む本条例案について御了承をいただきました。

その中で、被保険者の増に伴うサービス利用者の増加、それに伴う介護サービス給付費の増加、さらに制度改正を受け、第1号被保険者の介護サービス給付費の負担割合が現在の20%から21%に引き上げられることや、介護現場で働いている介護従事者の処遇改善としての介護報酬の引き上げ、地域差指数3%などの改正を踏まえ、第1号被保険者の介護保険料基準額を、現行の月額3,950円から1,350円増の5,300円とするとともに、弾力化による多段階を導入し、保険料を現行の6段階から10段階として緩和措置を図るなどの措置を講じる改定案で御了承をいただきましたので、今回、条例の一部改正を提案するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 議案第19号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例について

○議長（真田 勝君） 日程第23 議案第19号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第19号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、憩いの場としての浴場及び休憩場を提供することにより、町民の健康増進に寄与し、人と人との触れ合い及び交流の拠点となることを目的として設置してあります町民いこいの家の開館時間を1時間延長するための改正を行うものであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表の42、43ページを御覧ください。利用者アンケートで要望件数の多い開館時間の延長に対応するため、また、お勤め帰りの利用者の拡大が期待でき、さらに近隣日帰り温泉の終業時間に合わせるために、第3条に規定している開館時間を午前10時から午後8時までを、午前10時から午後9時に改めるものでございます。

なお、附則ですが、条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第20号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第24 議案第20号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第20号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、町営住宅条例の上位法である公営住宅法が平成24年4月1日に一部改正されます。

この一部改正により、公営住宅の入居者資格から、同居している親族があることという、いわゆる同居親族要件が廃止され、同時に政令による同居親族要件が除外される者、いわゆる単身入居を認める者の規定も廃止されることとなりました。

町としましては、これまでの公営住宅法の趣旨に基づき、町営住宅を世帯向けに整備してきたことや、近隣市町の動向等を勘案した上で、これまでどおりの同居親族要件を維持したいと考えております。

よって、本案は町営住宅の入居者資格をこれまでどおりとするため、同居親族要件を維持し、同居親族要件が除外される者、60歳以上の者、障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引き揚げ者、ハンセン病者、DV被害者、生活保護受給者等として規定するものであります。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第21号 小山町公共下水道審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第25 議案第21号 小山町公共下水道審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第21号 小山町公共下水道審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、上水道料金等を見直す必要が発生したときに、住民の皆さんの意見を十分に反映させるようにするため、既存の小山町公共下水道審議会条例を、小山町上下水道審議会条例として改正しようとするものであります。

その主な内容は、上水道料金と下水道使用料の類似性から、両者の料金等について一体的に検討ができるようにするために、第1条では水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図ることを目的とした上下水道審議会の設置を規定し、第2条においては「受益者負担金」を「水道加入分担金及び下水道受益者負担金」に改め、「下水道使用料」を「水道料金及び下水道使用料」と改めるものであります。

また、第4条では、委員の任期を「調査審議が終了するまでの期間」に改め、審議会自体を常設化しないこととするものであります。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第22号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(真田 勝君) 日程第26 議案第22号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長(小野 巖君) 議案第22号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の内容は、上下水道審議会委員及び総合相談員の報酬額を定めるものであります。

はじめに、上下水道審議会委員の報酬額についてであります。

小山町公共下水道審議会条例の一部改正に伴い設置される上下水道審議会委員の報酬額を明確にするために定めるものであります。類似の機能を有していた公共下水道審議会委員の報酬額が月額4,000円であったことから、上下水道審議会委員の報酬額を月額4,000円とするものであります。

次に、総合相談員の報酬額についてであります。

本年4月から本庁1階に総合相談室を設置し、町民の日常生活で生じる悩みや町政に対する苦情、要望等についての相談に応じ、適切な助言を行う町民相談を実施します。行政全般に関する知識を有する者を総合相談員として総合相談室に配置することから、総合相談員の報酬額を定めるものであります。

現在、総合相談を実施している長泉町の総合相談員の報酬額が時間1,000円であることから、総合相談員の報酬額を時間1,000円とするものであります。

なお、総合相談員は、月曜日から金曜日まで、午前9時から午後4時までの6時間勤務を予定しております。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算

日程第28 議案第24号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第29 議案第25号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第30 議案第26号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第31 議案第27号 平成24年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第32 議案第28号 平成24年度小山町土地取得特別会計予算

日程第33 議案第29号 平成24年度小山町介護保険特別会計予算

日程第34 議案第30号 平成24年度小山町水道事業会計予算

○議長(真田 勝君) 次に、日程第27 議案第23号から日程第34 議案第30号までの平成24年度予算8件を一括議題とします。

町長から、当初予算の方針と主要施策について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について、御説明を申し上げます。

日本経済は、東日本大震災の復興施策の推進等によって緩やかな回復傾向になりつつありますが、欧州の債務危機を要因とする世界経済の減速や円高による輸出環境の悪化など、先行きが見通せない足踏みの状態が続くと想定されています。

このような中、小山町の平成24年度当初予算は、私が就任して初めての予算編成であります。一般会計においては、歳入の根幹である固定資産税の減収、社会保障費などの義務的経費の増加、財政調整基金残高等が少なく、基金からの繰り入れの対応が困難なことなど、厳しい財政状況である一方、一昨年、昨年の台風による甚大な被害によって、まだ着手できない災害復旧事業や治山対策事業を最優先に進めなければならないことなど、限られた財源の中で対応していく緊縮型の予算と言わざるを得ません。

しかしながら、私が宣言した「金太郎のような元気なまち」にするためには、町民の皆さんの目線に立った行政をとらえ、まちづくりに反映、実行していくことが必要と考えております。

平成24年度は、町制施行100周年を迎え、小山町の新たな一步を踏み出す年ともなります。小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進していくとともに、私の政策提言である3つの挑戦と10の戦略の実現に向けた予算編成といたしました。

それでは、施策について、主要事業、新規事業を中心に説明いたします。

最初に、総合計画基本目標の1つ目、「便利で快適なまち」に掲げている環境分野と都市基盤分野の施策についてであります。

富士山をはじめとする小山町の豊かな自然環境を保全・育成していくために、環境分野の施策を総合的にまとめた環境基本計画を策定するに当たり、環境基本条例を制定いたします。

また、省エネ・新エネルギーを促進する施策としては、バイオマス推進計画をもとに、その活用を推進する協議会を組織するほか、道の駅「ふじおやま」と道の駅「すばしり」に、電気自動車の急速充電器を設置いたします。なお、引き続き太陽光発電システム等省エネルギー機器設置補助事業を行ってまいります。

次に、良質な水を安定的に供給し、適切な汚水処理を推進するために、水道事業では、上水道配水施設の整備などの第4期上水道拡張事業を継続するとともに、滝沢簡易水道、上野中日向及び大御神簡易水道を小山町上水道に統合するための基本計画を作成いたします。

下水道事業では、計画的に下水道施設を維持管理していくため、須走浄化センター長寿命化計画を策定します。また、下水道未整備地区の汚水を適切に処理するため、合併処理浄化槽設置補助事業を継続してまいります。

次に、活力ある土地利用の推進を図る施策であります。市街化区域の菅沼地域と東富士リサーチパーク・わさび平の有効活用を進める地区計画の策定事業を進めてまいります。

さらに、計画的で効率的な都市づくりを進めるため、現行の都市計画マスタープランを見直し、新たなプランの策定を進めてまいります。

また、新たな交通拠点施設となる新東名高速道路小山パーキングエリアのスマートインターチェンジの調査事業と、その周辺である湯船原の活用をはかるための開発計画可能性調査事業を行います。

また、足柄サービスエリアのスマートインターチェンジ化及び周辺地域の利活用と、足柄駅を魅力ある駅になるように研究、検討してまいります。

次に、便利で快適な道路網・情報網の整備として、地区からの要望の中で多い、道路の舗装補修などに積極的に対応するとともに、生活道路の整備の充実を図ってまいります。

また、新東名高速道路の補完機能を果たす側道整備を、関係機関と調整しながら着実に進めてまいります。

さらに、未整備の都市計画道路の再検証を行い、効果的な都市計画道路の再編を進めてまいります。

また、光ファイバー網の情報通信基盤整備を図るため、町民の意見を聞きながら、光ファイバー導入に向けての準備を進めてまいります。

次に、良好な住環境の実現に向けて、町営住宅の効率的な維持管理や整備を進める、町営住宅長寿命化計画を策定いたします。また、だれもが安心して住める住まいづくりを目指すため、静岡県のプロジェクト「TOKAI-0」と連携し、住宅耐震化事業を継続してまいります。

さらに、町外からの移住者を増やし、町外への転出者を抑えて、定住人口拡大を図るために、小山町定住促進事業助成、仮称でございますが、実施いたします。

次に、2つ目の基本目標の、「安心・安全なまち」に掲げている、健康分野、福祉分野、危機管理分野の施策についてであります。

昨年策定した地域福祉計画をもとに、社会福祉協議会をはじめ、各機関と連携した社会福祉活動の推進と、移動支援や日中一時支援などの地域生活支援事業を推進し、福祉の充実を図ってまいります。

町民主体の健康づくりとして、予防接種の適正実施や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実を図ってまいります。

また、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長するために、妊婦健診、不妊治療費への助成、ゼロ歳から15歳までのこども医療費の完全無料化を引き続き実施してまいります。

また、国民健康保険の特定健診と、後期高齢者医療の健康診査の受診を促進し、疾病の早期発見・治療の意識を高めてまいります。

高齢者の生きがい活動の促進としては、老人クラブの文化事業や健康づくり事業への支援を継続していくとともに、要介護状態にならないための介護予防事業を推進してまいります。また、適切な要介護認定の実施を行い、介護保険サービスの質の確保、支援に努めてまいります。

次に、子育て支援策としては、放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業の運営を充実いたします。また、安心・安全な保育施設の整備として、きたごう保育園改築事業を進めてまいります。

さらに、子育て支援とあわせて定住人口の増加を図るため、第2子以降の出産に対して、お祝い金を給付いたします。

次に、災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織への支援充実や、災害対策本部体制の強化を目的に、生涯学習センターに本部機能を移転するための整備とともに、災害時等の通信力向上を図るデジタル防災行政無線機整備事業を進めてまいります。

さらに、広域連携による消防体制の充実、消防団活動の活性化を図っていくとともに、消防団施設の整備として、消防第5分団車庫詰所建設事業を行います。

また、平成22年の台風9号による被害以降の山腹崩壊に対する森林整備、治山対策として、スコリア土壌の流出被害を軽減するため、土壌の改良や木さくの設置等を実施する緊急整備事業や、地域住民をはじめ、関係者とともに小山町山地強靱化総合対策会議を開催し、今後必要とされる、効率的かつ早急な治山工事、森林整備等の対応策について検討してまいります。

次に、3つ目の基本目標の「いきいきとしたまち」に掲げている教育分野、文化分野、産業分野の施策についてであります。

心豊かな生涯学習の推進を図るために、自主文化事業、各種教室の学習機会の提供の場や、ボランティア支援センターを充実し、ボランティア活動の場を広げていきます。また、利用しやす

い図書館運営を図るとともに、読書に触れ合う機会を提供してまいります。

スポーツ・レクリエーションを通じて、町民が楽しみながら、健康な体力づくりができるよう、NPO法人小山町体育協会等と協力し、スポーツ振興を図ってまいります。

次に、将来を担う子どもたちが、確かな知性と豊かな感性、健やかな心身を磨き、生きる力をはぐくんでもらうために、学校教育の充実を図ってまいります。

その施策として、授業力の向上や就学・生徒指導の充実を図るために、授業アドバイザーと教育指導主事の配置と、適切な教育指導を行うために特別支援教育支援員の配置を継続するとともに、図書室支援員の充実を図ってまいります。

さらに、書道という日本古来の伝統文化にふれ、集中力や感性をはぐくむために、小学校低学年にも書道科の授業を導入いたします。

また、子どもたちが安心して学べるよう、学校施設の整備を進めていく中で、駿河小山幼稚園、すがぬま保育園のグラウンドの芝生化を行います。

次に、雇用の機会を広げ、地域経済力を高めるために、企業誘致に取り組んでまいります。また、生産性が高く効率的な農業を推進するため、所領・下原・桑木・吉久保・大胡田地区の中山間地域総合整備事業と、上野・中日向・大御神地区の経営体育成基盤整備事業を進めてまいります。

さらに、地域農業の活性化に向けて、農産物の加工品開発や農商工の連携、町内農産物の地産地消を推進していきます。また、豊かな森林資源を活用するように、間伐、枝打ち等の森林整備を支援してまいります。

次に、富士山や富士箱根トレイルを中心とした地域資源や、道の駅「ふじおやま」、道の駅「すばしり」、あしがら温泉の交流拠点をも有効活用して、観光交流を推進するとともに、町の観光施策を計画的かつ戦略的に推進する観光振興計画の策定に向けて、観光振興条例を制定いたします。

次に、4つ目の基本目標の「計画の推進のために」に掲げている、広域行政分野、行財政運営分野、協働分野の施策についてであります。

広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図るため、富士山ネットワーク会議などにおいて研究活動を進めてまいります。

また、今後、予想できない減収や災害に備えるため、財政調整基金の積み立てを行っていくなど、健全な財政運営を図ってまいります。

行政運営としては、役場本庁1階に総合相談窓口と住宅建築相談窓口を設けてワンストップ化を図るなど、町民への利便性向上に努めてまいります。

また、町民と協働・共創のまちづくりを推進するために、NPO支援センターを設置し、市民活動団体に対する情報提供、団体育成、組織の支援等を充実させ、市民活動の活性化を図ってまいります。

以上、平成24年度当初予算の予算編成において、4つの基本目標に沿った施策について説明を

いたしました。

小山町の特別会計を含めた平成24年度当初予算総額は、119億5,916万9,000円であります。

このうち、一般会計は77億6,000万円とし、前年度当初予算85億3,000万円と比べ7億7,000万円、9.0%の減であります。

歳入の根幹であります町税収入は38億1,639万6,000円で、歳入全体の49.2%を占めておりますが、前年度に比べて1億557万円の減額となっております。

特別会計予算も合わせました、平成24年度当初予算の概要につきましては企画総務部長から、また、具体的な内容につきましては各担当部長から説明をいたします。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について提案説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算から、議案第30号 平成24年度小山町水道事業会計予算までの8件について、一括御説明をいたします。

はじめに、議案第23号 平成24年度一般会計予算についてであります。

一般会計予算書14ページをお開きください。まず、継続費の設定についてであります。防災行政無線機等のデジタル化について、静岡県が県内の未整備市町と共同設置整備を進めており、平成24年度から25年度までの2か年で、本町においても事業を行いたいため、継続費を設定するものであります。

次に、15ページ、債務負担行為の設定についてであります。最初に、国有林野使用許可は、富士山の木の根地区内でキノコ・山菜を試験栽培し、商品化に向けて取り組むに当たり、国有林野0.96ヘクタールの使用許可について、平成24年度から3年間、年間4万円の契約を結びたいため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、都市計画マスタープラン策定業務は、小山町第4次総合計画などの関連する計画との整合や、現在の都市計画マスタープランを見直して、土地利用方針の策定等に平成24年度から2か年の期間を要するため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、小山PA（仮称）スマートインターチェンジ設置調査業務は、スマートインターチェンジへの連結許可に向けた交通量推計や費用対便益を導き出す調査業務で、調査から計画書の策定までに平成24年度から2か年の期間を要するために、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、町営原向団地用地取得事業は、町有地となっていない用地を取得し、維持保全を図っていききたいことから、御殿場市小山町土地開発公社に先行取得していただき、平成24年度から5か年をかけて償還、用地取得していくため、平成25年度から平成28年度までの債務負担行為の設定をするものであります。

次に、16ページから17ページにかけての地方債であります。平成24年度事業の財源等として、

総額 6 億 4,200 万円を限度額に借り入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

附属資料の 3 ページをお開きください。主な歳入予算の内訳であります。

1 款町税は、38 億 1,639 万 6,000 円、対前年度比で 1 億 557 万円、2.7%の減となっております。

町税の内訳につきましては、次のページに記載してあります。

町民税の個人分は 11 億 500 万円、対前年度比 5,100 万円、4.8%の増、また、法人分につきましては 3 億 2,010 万円、対前年度比 1,000 万円、3.2%の増となっております。

個人分につきましては、税制改正による扶養控除廃止に伴い、課税所得の増などにより増額を見込んでおります。法人につきましては、平成 23 年度の決算見込額を基礎として、景気の緩やかな回復が見込まれることから、増額を見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は 21 億 9,800 万円、対前年度比 1 億 7,447 万 8,000 円、7.4%の減となっております。土地は宅地価格が引き続き下落していること、家屋は評価がえにより評価額が減少すること、償却資産は企業の設備投資の縮小から、いずれも減額を見込んでおります。

町税全体について見ますと、平成 20 年度から 5 年連続の減収となります。

再び、附属資料の 3 ページを御覧ください。2 款地方譲与税から 12 款交通安全対策特別交付金までについては、国が示しました平成 24 年度地方財政計画による予算措置や、県の見込んでいる市町村交付金見込額、本町の決算推移などからそれぞれ見込んだものであります。

4 款の配当割交付金と 11 款の地方交付税以外は、それぞれ減額を見込んでおり、2 款から 12 款までの増減額を合わせますと 3,200 万円の減額となっております。

次に、15 款国庫支出金は 6 億 3,599 万 8,000 円、対前年度比 4 億 6,461 万 4,000 円、42.2%の減であります。主なものは、障害者自立支援に係る国庫負担金 1 億 967 万 9,000 円と、子どものための手当国庫負担金 1 億 8,508 万 8,000 円、特定防衛施設周辺整備調整交付金 2 億 620 万円であります。昨年度と比べて、災害復旧事業や建設事業に伴う国庫補助事業が少なくなったため、減額となっております。

次に、16 款県支出金は 3 億 6,987 万 2,000 円、対前年度比 4,813 万 3,000 円、11.5%の減となっております。主なものは、障害者自立支援に係る件負担金 5,483 万 9,000 円と、子どものための手当県負担金 3,886 万 3,000 円、緊急雇用創出事業の県補助金 4,346 万 5,000 円であります。

次に、17 款財産収入は 3 億 6,275 万 4,000 円、対前年度比 1,728 万 1,000 円、5.0%の増であります。主なものは東富士演習場貸付料 2 億 9,200 万 4,000 円と町有地売払収入 4,990 万円であります。

次に、18 款寄附金は 2,820 万 5,000 円、対前年度比 1,299 万 4,000 円、85.4%の増であります。主なものは、社団法人須走彰徳山林会様と一色郷栄会様からの寄附金であります。

次に、19 款繰入金 2 億 3,932 万 9,000 円、対前年度比 2 億 7,216 万 8,000 円、53.2%の減であります。主なものは、東富士演習場関連特定事業に充てるために、同基金から 2 億 520 万円の繰り入れるものと、須走小学校体育館等建設事業に充てるために、教育施設準備基金から 3,237 万 5,000 円

を繰り入れるものであります。

次に、21款諸収入は2億4,806万9,000円、対前年度比2,134万4,000円、7.9%の減となっております。主なものは、勤労者住宅建設資金元利収入の7,497万1,000円と、RDFセンター周辺整備受託事業の3,700万円、道の駅「すばしり」の施設利用料2,500万円であります。

次に、22款町債につきましては6億4,200万円、対前年度比1億6,727万7,000円、35.2%の増であります。主なものは、新東名側道整備事業の借り入れと、町道整備事業債1億2,150万円と、消防5分団車庫詰所建設事業の借り入れとして、消防防災施設整備事業債4,820万円であります。

また、地方の財源不足に対応するように平成24年度地方財政対策として措置される臨時財政対策債については3億7,900万円、対前年度比1,677万7,000円の増であります。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

はじめに、付属資料5ページの目的別歳出の前年度比の大きいものについて説明いたします。

まず3款民生費は17億8,216万1,000円、対前年度比2億4,272万6,000円、12%の減であります。主な減額の要因は、制度改正による子どものための手当が前年度と比べて7,318万円減額となっていることと、昨年度はいきど保育園・すがぬま保育園改修事業と須走小学校放課後児童クラブ建設事業等の普通建設事業費が1億3,983万2,000円計上されていましたが、平成24年度はきたごう保育園改築事業の造成工事費等の4,778万1,000円と、前年度と比べて9,205万1,000円減額となっていることによるものであります。

次に、5款農林水産業費は2億4,557万円、対前年度比6,603万円、36.8%の増であります。主な増額の要因は、所領・下原・桑木・吉久保・大胡田地区の中山間地域総合整備事業費が前年度と比べて2,761万7,000円の増額、治山事業費が前年度と比べて3,604万2,000円の増額によるものであります。

次に、7款土木費は7億6,259万4,000円、対前年度比2億3,632万4,000円、44.9%の増であります。主な増額の要因は、新東名高速道路の側道整備事業費を1億4,110万円計上したことと、急傾斜地崩壊防止事業費、地区からの要望事項に対応するための道路維持補修事業費などの増額によるものであります。

次に、8款消防費は4億9,032万1,000円、対前年度比9,693万1,000円、24.6%の増であります。主な増額の要因は、消防5分団車庫建設事業が5,685万円、デジタル行政無線機整備事業2,850万円の増額によるものであります。

次に、9款教育費は8億2,030万5,000円、対前年度比6億613万6,000円、42.5%の減であります。主な減額の要因は、須走小学校体育館建設事業が前年度と比べて4億6,229万3,000円の減額と、小山中学校改築事業が前年度と比べて1億4,792万7,000円減額したことによるものであります。

次に、10款災害復旧費は1億5,661万2,000円、対前年度比2億2,321万7,000円、58.8%の減であります。平成23年度までに着工できなかった農地農業用施設・林道施設・公共土木施設災害復

旧費を計上しているためであります。

続いて、付属資料6ページの性質別歳出予算の概要についてであります。性質別内訳の合計額を御覧ください。

最初に、補助費は11億8,110万3,000円、前年度と比べて2億7,049万6,000円、18.6%の減であります。主な減額の要因は、御殿場市小山町広域行政組合への負担金が、前年度と比べて8,895万9,000円減額していることと、前年度、ここに分類していた後期高齢者医療負担金1億6,142万9,000円を、平成24年度は繰出金に分類したため減額となっております。

次に、普通建設事業費は8億4,115万1,000円、前年度と比べて5億2,145万1,000円、38.3%の減であります。主な減額の要因は、平成23年度に須走道の駅整備事業が終了したことや、須走小学校体育館等建設事業及び小山中学校改築事業の平成24年度事業費の減少によるものであります。

繰出金は5億8,342万1,000円、前年度と比べて1億8,607万5,000円、46.8%の増であります。先ほどの補助費の説明と同様に、後期高齢者医療費負担金1億6,142万9,000円を、今年度から繰出金に分類したことからの増となっております。

その他は2億9,614万7,000円、前年度と比べて1億9,911万3,000円、205.2%の増であります。増額の要因は、平成23年度につくった東富士演習場関連特定事業基金への積立金1億5,420万円と、財政調整基金への積立金5,000万円の増額であります。

以上が、議案第23号 平成24年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第24号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

付属資料の8ページをお願いします。この会計は国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額、歳入歳出それぞれ19億円、対前年度比1億円、5.6%の増となっております。予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第25号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計についてであります。

付属資料の9ページをお願いします。予算の総額は、歳入歳出それぞれ450万7,000円、対前年度比122万4,000円、37.3%の増であります。

24年度の貸し付けについては、9名への貸与を継続し、新規に大学生4名、高校生1名を見込んでいます。

次に、議案第26号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく付属資料9ページをお願いします。この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,319万1,000円、対前年度比30万9,000円、0.2%の減であります。

次に、議案第27号 平成24年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。

付属資料10ページをお願いします。予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,351万4,000円、対前年度比301万9,000円、1.7%の減となっております。

主な内容は、使用料と一般会計からの繰入金及び前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの

管理運営等を進めていくものであります。

次に、議案第28号 平成24年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

同じく付属資料10ページをお願いいたします。この会計は、公共用地の先行取得と、土地開発基金の管理を目的としたものであり、平成24年度においても、土地の取得は予定しておりません。予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000円、前年度との増減はございません。

次に、議案第29号 平成24年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

付属資料の11ページをお願いいたします。この会計は、介護保険法第3条に基づく予算であり、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,000万円、対前年度比2億400万円、15.6%の増となっております。

予算の大半は、在宅介護サービス、介護施設サービスなどの介護給付費の動向を見込んだ編成であります。

次に、議案第30号 平成24年度小山町水道事業会計予算についてであります。

付属資料の14ページをお願いいたします。はじめに、収益的収入及び支出であります。収入は、予定総額を2億967万円、対前年度比163万4,000円、0.8%の減となっております。支出は、予定総額2億212万8,000円、対前年度比407万6,000円、2.1%の増となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入は、予定総額4,260万円、対前年度比1億1,036万6,000円、72.2%の減となっております。支出は、予定総額2億1,582万6,000円、対前年度比1億4,629万5,000円、40.4%の減となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額1億7,322万6,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって対処したいと考えております。

以上が、議案第23号から議案第30号までの平成24年度当初予算関係8件についての概要でございます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 企画総務部長の説明は終わりました。

ただいま総務建設委員会の副委員長に欠員が生じております。

休憩の間、委員会で選任したいと思います。

ここで暫時休憩といたします。

総務建設委員会の皆さんは、直ちに議長室に御参集願います。

午後1時54分 休憩

午後2時04分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1

小山町議会総務建設委員会副委員長の選任について

○議長（真田 勝君） 追加日程第1 小山町議会総務建設委員会副委員長の選任についてを議題とします。

総務建設委員会副委員長の欠員が生じ、小山町議会委員会条例第8条1項及び第2項により、先ほど、総務建設委員会において、副委員長に全員の推薦の中、阿部 司君が選任された旨、報告がありました。

お諮りいたします。ただいま報告したとおり、総務建設委員会副委員長に阿部 司君を選任したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、総務建設委員会副委員長に阿部 司君が選任されました。

追加日程第2 小山町議会広報対策特別委員会委員の指名について

○議長（真田 勝君） 追加日程第2 小山町議会広報対策特別委員会委員の指名についてを議題とします。

お諮りします。議会広報対策特別委員会委員に欠員が生じておりますので、小山町議会委員会条例第7条第1項の規定により、阿部 司君を指名したいと存じますが、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報対策特別委員会委員に阿部 司君を指名いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月27日月曜日 午前10時開議

議案第23号から議案第30号までの平成24年度予算8件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時06分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	真 田	勝
署 名 議 員	阿 部	司
署 名 議 員	池 谷	弘